

# 高すぎる介護保険料

**差し押さえ最多 1.3万人超**

高すぎる介護保険料が払えず、滞納を理由に預貯金などの差し押さえを受けた高齢者が1万33371人と過去最多になりました。9日までに公表した厚生省調査で判明。滞納による介護サービス制限などのペナルティーを受けている人も1万3千人を越えています。安倍政権の「負担増・給付抑制」の方針が、介護を奪い、命を脅かす事態を広げています。

大半は低年金・無年金の高齢者

2015年度に滞納処分を実施したのは、741市町村のうち564で、3割を越えて

います。

65歳以上（1号被保險者）の介護保険料の処分は、厳しいペナルティ徴収方法は、年金から強制的に保険料が天引きされる「特別徴収」が最も多く、深刻な災害や失業などの特徴がある場合、「特別徴収」の人の収納率は100%です。一方、1年以上で、介護サービスを利用する際に、年金が年18万円以下の人などは、「普通徴収」となり、口座振り込みなど自分で納めなければなりません。滞納分を受けていた人の大半が低年金・無年金で普通徴収の高齢者です。

差し押さえで保険料を納付できたのは、処分決定した1万33371人のうちの84459

## 安倍政権の負担増方針

### 高齢者の命、脅かす

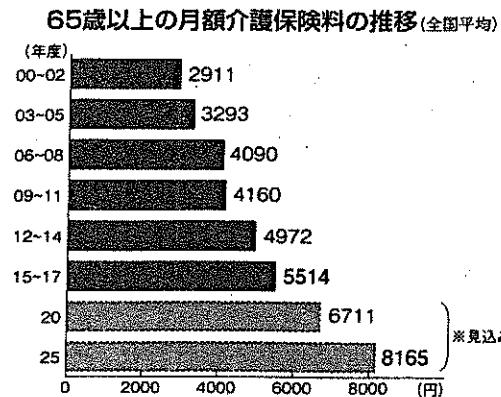
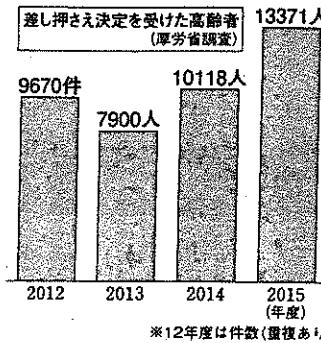
後から払い戻しを受け付ける「償還払い」になりが、時効で消滅した滞納が1年半以上になると、払い戻し止めとなります（支払いの一時差し止

め）。2年を超えると、一定期間、自己負担が強制発足時の6・8%（00年度）からほぼ倍加しています。

市町村ごとに決める65歳以上の高齢者は、06年度の5・8万人から大幅に減少しているとはいえ、15年度で386万人が対象です。介護保険料が引き上げられるなか、普通徴収の未収率は12・9%（14年度）に及び、滞納が2年を過ぎると時効となり保険料納め）。

別な事情以外で保険料を滞納した場合、滞納高額介護サービスなどの支給が停止されます。

滞納が2年を過ぎる1期（00～02年）で基準額の全国平均が1人あたり月額2911円でした。しかし、第6期（15～17年）には5514円まで上昇。厚生省は、20年には6711円、25年には8165円まで上がると見込んでいます。



通納者に対する保険給付の制限人数				
	2012年度	2013	2014	2015
給付制限	13709	12849	13252	13002
償還払い化	3914	2428	2459	2516
一時差し止め	75	86	46	39
減額等	9720	10335	10747	10447

※12年度は件数(重複あり)

（北野ひづみ）